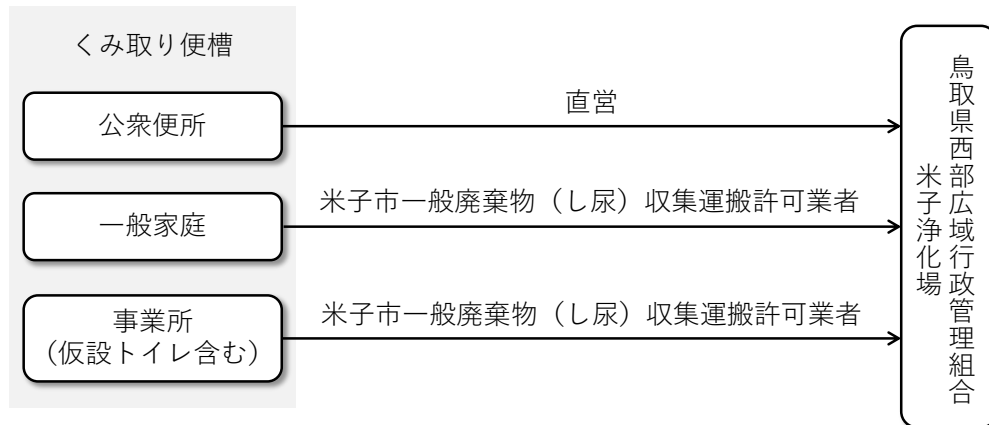


し尿処理手数料（くみ取り料金）の改定に当たって

1 現状

(1) し尿処理体制の現況



(2) し尿くみ取り人口及びし尿要処理量の推移

⇒（別紙「生活排水処理人口、し尿排出量」参照）

(3) 第3次米子市合理化事業計画について

【策定年月】 令和3年1月

【計画策定の目的】

本市の下水道等の普及により、一般廃棄物処理業務は大きな影響を受けると予想される。その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市は、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、その経営に影響を与えると予想される時期において支援策を実施し、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

ポイント

- 1 し尿等の処理の適正な実施を確保するためには、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。
- 2 し尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者の業務の安定を保つ。

(4) 合理化事業計画における支援策と併せて手数料改定が必要な理由

